

改正

平成12年9月27日条例第56号

平成14年3月29日条例第5号

平成16年3月22日条例第4号

平成17年6月30日条例第22号

平成26年3月18日条例第2号

平成27年3月20日条例第3号

令和元年9月19日条例第24号

宮崎市民プラザ条例

(設置)

第1条 市民の集い、学び、交流する活動を推進することにより、生涯学習の充実及びコミュニティの形成の促進を図り、もって市民の福祉及び文化の一層の向上に資するため、宮崎市橋通西1丁目1番2号に宮崎市民プラザ（以下「市民プラザ」という。）を置く。

(事業)

第2条 市民プラザは、前条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 文化活動の支援に関すること。
- (2) 生活及び文化に係る情報の提供に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項に関すること。

(施設)

第3条 市民プラザに次に掲げる施設を置く。

- (1) ホール
- (2) 楽屋
- (3) ギャラリー
- (4) 会議室
- (5) 学習室
- (6) 和室
- (7) 練習室

(開館時間)

第4条 市民プラザの開館時間は、午前9時から午後10時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要があると認めるときは、開館時間を変更することができる。

(休館日)

第5条 市民プラザの休館日は、次のとおりとする。

(1) 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）

(2) 12月29日から翌年1月3日まで

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要があると認めるときは、開館日に休館し、又は休館日に開館することができる。

(指定管理者による管理)

第6条 市民プラザ及び地下駐車場（第21条に規定する宮崎市民プラザ地下駐車場をいう。次条において同じ。）の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるものとする。

(指定管理者の業務)

第7条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 第2条各号に掲げる事業に関する業務

(2) 市民プラザの使用の許可に関する業務

(3) 市民プラザ及び地下駐車場の施設、附属設備及び備品の維持管理に関する業務

(4) 前3号に掲げるもののほか、市民プラザの設置目的を達成するために必要な業務

(使用の許可等)

第8条 市民プラザの施設、附属設備及び備品を使用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、市民プラザの管理上必要があると認めるときは、前項に規定する許可（以下「使用許可」という。）に条件を付し、又は許可した事項を変更することができる。

(使用の不許可)

第9条 指定管理者は、市民プラザの施設、附属設備、備品等（以下「施設等」という。）の使用が次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可をしないものとする。

(1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認めるとき。

(2) 施設等を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。

(3) 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。

(4) 前3号に定めるもののほか、施設等の管理上支障があると認めるとき。

(使用許可の取消し等)

第10条 指定管理者は、使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、当該使用許可の取消し等必要な措置を命ずることができる。

(1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく指示に違反して使用したとき。

(2) 市民プラザの施設、附属設備及び備品を許可された使用目的と異なった目的に使用したとき。

(3) 使用許可の条件に違反したとき。

(4) 偽りその他不正の手段により使用許可を受けたとき。

(5) 前条各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(入館の制限等)

第11条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者の入館を拒否し、又は退館を命ずることができる。

(1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認める者

(2) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になるおそれがあると認める者

(3) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になるおそれがある物品又は動物を携帯する者

(4) 施設等を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがあると認める者

(5) 許可なく寄附金品の募集、物品の宣伝及び販売その他これらに類する行為をする者

(6) 許可なく印刷物、ポスターその他これらに類する物を配布し、又は掲示する者

(7) 前各号に掲げるもののほか、施設等の管理上支障があると認める者

(使用料)

第12条 使用者は、別表に定める使用料を規則で定める期日までに納付しなければならない。

(使用料の減免)

第13条 市長は、公益その他特別の理由があると認めるときは、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第14条 既に納入した使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 災害その他使用者の責めに帰すことができない理由によって使用できなかったとき。
- (2) 使用者が規則で定める期日までに使用許可の取消しを申し出た場合において、市長が相当の理由があると認めるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認めるとき。

(権利の譲渡等の禁止)

第15条 使用者は、市民プラザの施設、附属設備及び備品を使用する権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(特別の設備等)

第16条 使用者は、施設等の使用に当たって、特別の設備又は器具を使用しようとするときは、指定管理者の許可を受けなければならない。

(措置の命令等)

第17条 指定管理者は、市民プラザの管理上必要があると認めるときは、使用許可をした場所に立ち入り、使用者及び関係者に質問し、又は必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

(原状回復)

第18条 使用者は、施設等の使用を終了したとき、又は第10条の規定により使用許可を取り消されたときは、直ちに自己の負担で設備又は器具を撤去し、当該施設等を原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第19条 使用者は、その責めに帰すべき理由により、施設等に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(処分等による損害)

第20条 使用者が、施設等の使用により、又はこの条例に基づく処分により損害を受けることがあっても、市及び指定管理者は、その賠償の責めを負わない。

(駐車場)

第21条 市民プラザを利用する者は、次の表に掲げる駐車場（以下「駐車場」という。）を使用することができる。

宮崎市民プラザ地下駐車場	宮崎市橘通西1丁目1番2号
宮崎市民プラザ松橋駐車場	宮崎市松橋1丁目51番

(駐車場の開場時間等)

第22条 駐車場の開場時間は、午前8時30分から午後10時30分までとする。

2 第4条第2項の規定は駐車場の開場時間について、第5条（第1項第1号を除く。）の規定は駐車場の休場日について準用する。

（駐車場の使用料）

第23条 駐車場の使用料は、次の表のとおりとする。

宮崎市民プラザ地下駐車	最初の2時間まで無料
場	2時間を超え1時間までごとに100円

（準用）

第24条 この条例に定めるもののほか、駐車場については、宮崎市駐車場条例（昭和46年条例第42号）第4条、第6条から第8条まで及び第11条から第13条までの規定を準用する。この場合において、宮崎市民プラザ松橋駐車場については、同条例中「指定管理者」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。

（委任）

第25条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

附 則（平成12年9月27日条例第56号）

この条例は、平成12年10月1日から施行する。

附 則（平成14年3月29日条例第5号）

（施行期日）

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の宮崎市民プラザ条例（中略）の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る使用料について適用し、同日前の申請に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成16年3月22日条例第4号）

（施行期日）

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の宮崎市民プラザ条例及び宮崎市福祉文化公園条例の規定は、この条例の施行の日以後

の申請に係る使用料について適用し、同日前の申請に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成17年 6 月30日条例第22号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に改正前の第20条の規定により宮崎市民プラザの管理を委託している場合においては、当該施設の管理に関しては、地方自治法の一部を改正する法律（平成15年法律第81号）の施行の日から起算して3年を経過する日（その日前に地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき当該施設の管理に係る指定をした場合には、当該指定の日）までの間は、なお従前の例による。
- 3 地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく指定がされた際、改正前の第4条及び第12条の規定により市長が行った許可で現にその効力を有するものは指定管理者が行ったものと、指定の日前に当該許可に関し市長に対してなされた申請その他の手続は指定管理者に対してなされたものとみなす。

附 則（平成26年 3 月18日条例第 2 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る使用料について適用し、同日前の申請に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成27年 3 月20日条例第 3 号）

この条例は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 9 月19日条例第24号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和元年10月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る使用料について適用し、同日前の申請に係る使用料については、なお従前の例による。

別表（第12条関係）

1 ホール及びギャラリーの使用料

施設名	使用時間帯		午前9時	午後1時	午後6時	午前9時	午後1時	午前9時
	使用区分		から正午 まで	から午後 5時まで	から午後 10時まで	から午後 5時まで	から午後 10時まで	から午後 10時まで
ホール	入場料等を徴 収しないとき		円	円	円	円	円	円
		平日	12,620	24,030	29,430	37,680	54,790	62,940
		土曜日 日曜日 休日	14,560	28,110	35,030	43,690	64,060	69,460
	1,000円以下 の入場料等を 徴収するとき	平日	13,540	26,580	31,980	41,350	59,580	67,520
		土曜日 日曜日 休日	15,580	30,550	37,480	47,250	69,150	78,830
		平日	18,020	36,050	44,910	55,100	81,880	92,270
	1,000円を超 え3,000円以 下の入場料等 を徴収すると き	土曜日 日曜日 休日	21,080	42,370	53,260	64,670	96,960	109,280
		平日	24,340	49,290	61,310	74,860	111,930	126,190
		土曜日 日曜日 休日	29,020	58,250	73,230	88,300	132,710	148,290
	ギャラリー	入場料等を徴収しな いとき、又は1,000円 以下の入場料等を徴 収するとき	8,860	13,030	16,800	22,500	30,450	39,720
		1,000円を超える入場 料等を徴収するとき	16,190	24,030	31,370	40,840	56,010	72,720

備考

- 1 入場料等とは、入場料、会費、入場整理費等入場することに関し徴収される入場の対価をいう。
- 2 入場料等に段階を設けているときは、その最高額を適用する。
- 3 ホール又はギャラリーの使用者が会員制度により会員を招待するときは、次の各号に掲げる使用に応じ、それぞれ当該各号に定める使用料を徴収する。
 - (1) ホール 1,000円を超え3,000円以下の入場料等を徴収するときの使用料
 - (2) ギャラリー 入場料等を徴収しないとき、又は1,000円以下の入場料等を徴収するときの使用料
- 4 ホール又はギャラリーの使用者が、商品買上者に対し招待券を発行するとき又は商品の広告、宣伝、販売その他の商業活動のために使用するときは、次の各号に掲げる使用に応じ、それぞれ当該各号に定める使用料を徴収する。
 - (1) ホール 3,000円を超える入場料等を徴収するときの使用料
 - (2) ギャラリー 1,000円を超える入場料等を徴収するときの使用料
- 5 ホールを専ら準備又はリハーサルのために使用するときは、入場料等を徴収しないときの使用料を徴収する。
- 6 前項の規定にかかわらず、ホールの舞台のみを使用するときは、入場料等を徴収しないときの使用料の額の4割相当額を徴収する。この場合において、10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てる。
- 7 ギャラリーを専ら美術展その他の展示会のために使用する場合で、使用する日が連続するとき（休館日をはさんで使用するときを含む。）は、当該使用する日1日につき、午前9時から午後5時までの使用時間帯の使用料を徴収する。
- 8 ギャラリーの2分の1を使用するときは、使用料の額の2分の1の額を徴収する。
- 9 第7項の規定により使用料を徴収するときを除くほか、使用時間帯を超過して使用するときの使用料（以下「超過使用料」という。）の額は、1時間（1時間未満は、1時間とする。以下同じ。）につき、次の各号に掲げる使用に応じ、それぞれ当該各号に定める使用時間帯の使用料の額（第1項から第6項まで及び前項の規定により算定した額をいう。）の3割相当額とする。
 - (1) 午前6時から午前9時までの間における使用又は正午から午後1時までの間における使用 午前9時から正午までの使用時間帯

(2) 午後5時から午後6時までの間における使用 午後1時から午後5時までの使用時間帯

(3) 午後10時から翌日の午前6時までの間における使用 午後6時から午後10時までの使用時間帯

10 平日とは、日曜日、土曜日及び休日以外の日をいう。

11 使用時間には、準備及び後片付けの時間を含むものとする。

2 会議室等の使用料

施設名	使用時間帯 午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで
	円	円	円	円	円	円
大会議室	2,710	3,550	4,180	6,600	8,160	11,210
中会議室	930	1,350	1,560	2,410	3,040	4,080
小会議室1・2	630	930	1,150	1,680	2,090	2,830
学習室	1,040	1,460	1,680	2,620	3,240	4,400
和室	830	1,040	1,260	1,980	2,510	3,460
練習室1	3,880	3,970	3,970	7,950	8,060	12,040
練習室2	1,040	1,150	1,150	2,300	2,300	3,550
大楽屋	2,200	2,300	2,300	4,610	4,710	7,020
中楽屋	1,260	1,350	1,350	2,710	2,710	4,080
小楽屋1・2	830	830	830	1,770	1,770	2,620

備考

1 教育又は文化に関する事業で使用者が営利を目的として使用するとき（練習室及び楽屋を使用するときを除く。）は、使用料の額（超過使用料の額を含む。）の6倍を徴収する。

2 超過使用料は、1時間につき、次の各号に掲げる使用に応じ、それぞれ当該各号に定める使用時間帯の使用料の額の3割相当額とする。

(1) 午前6時から午前9時までの間における使用又は正午から午後1時までの間における使用 午前9時から正午までの使用時間帯

(2) 午後5時から午後6時までの間における使用 午後1時から午後5時までの使用時間帯

帯

(3) 午後10時から翌日の午前6時までの間における使用 午後6時から午後10時までの使用時間帯

3 使用時間には、準備及び後片付けの時間を含むものとする。

3 附属設備及び備品使用料 附属設備及び備品使用料は、規則で定める。